

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊捜一第203号

令和4年6月24日

刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について  
(通達)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）については、令和4年6月17日に公布され、改正法第1条の規定（侮辱罪の法定刑の引上げに係る部分。）は同年7月7日から施行予定であるが、警察庁から「刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）」（令和4年6月17日付け警察庁丁捜一発第82号）が発出され、改正の趣旨等が示されていることから、各所属にあつては、関係規定の適切な運用等を推進されたい。

※ 警察庁通達「刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。